



島根県報

令和2年6月2日（火）

第 111 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を
改正する規則 (障がい福祉課) 2

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (農 村 整 備 課) 3

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生 (水 産 課) 4

地籍調査の成果の認証 (用 地 対 策 課) 4

急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件） (砂 防 課) 5

【公 告】

河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管 (河 川 課) 5

都市計画変更の図書の縦覧 (都 市 計 画 課) 6

【特定調達公告】

島根県財務会計システムの基盤更新に関する業務に係る随意契約の相手方等 (会 計 課) 7

公布された条例等のあらまし

◇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（規則第61号）

1 規則の概要

様式の整備（様式第2号・様式第4号・様式第6号・様式第9号・様式第11号関係）

2 施行期日

令和2年7月1日から施行することとした。

規 則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月2日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第61号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年島根県規則第34号）の一部を次のように改正する。

「

		性別	男・女	
様式第2号中				を

」

「

に改める。

」

「

年	月	日生（満	歳）	男・女	
様式第4号中					を

」

「

年	月	日生（満	歳）	
				に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

」

「

	性 別	生年月日		
様式第6号中				を

」

生年月日
に改

」

める。

「

	性 別	
様式第9号中		を
	男・女	

」

「

に改める。
」

「
様式第11号中

	性 別	男・女

を
」

「

に改める。
」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第370号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年6月2日

島根県知事 丸 山 達 也

邑智郡瑞穂土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 亀山 和巳 邑智郡邑南町市木46番地
- 熱田 正博 邑智郡邑南町下亀谷266番地
- 日野 武信 邑智郡邑南町鱒淵1077番地 4
- 小笠原博文 邑智郡邑南町上田所1248番地
- 須瀨 文徳 邑智郡邑南町三日市421番地 2
- 古川 周三 邑智郡邑南町原村105番地
- 伊藤 明 邑智郡邑南町伏谷398番地 2

竹添 弘幸 邑智郡邑南町八色石612番地

監事

佐々木孝義 邑智郡邑南町市木817番地

實田 讓 邑智郡邑南町和田208番1地

2 就任年月日

令和2年4月6日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

亀山 和巳 邑智郡邑南町市木46番地

熱田 正博 邑智郡邑南町下亀谷266番地

日野 武信 邑智郡邑南町鱒淵1077番地4

小笠原博文 邑智郡邑南町上田所1248番地

須瀨 文徳 邑智郡邑南町三日市421番地2

古川 周三 邑智郡邑南町原村105番地

伊藤 明 邑智郡邑南町伏谷398番地2

竹添 弘幸 邑智郡邑南町八色石612番地

監事

佐々木孝義 邑智郡邑南町市木817番地

實田 讓 邑智郡邑南町和田208番1地

島根県告示第371号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和2年6月2日

島根県知事 丸山達也

美保関町加入区（漁業協同組合JFしまね）

島根県告示第372号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年6月2日

島根県知事 丸山達也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
吉賀町	平成28年度～平成30年度	21枚	1冊	白谷7	令和2年5月22日
浜田市	平成29年度～令和元年度	30枚	1冊	西河内2	令和2年5月22日
浜田市	平成29年度～令和元年度	8枚	1冊	黒川町4	令和2年5月22日
津和野町	平成30年度～令和元年度	7枚	1冊	部栄工区①	令和2年5月22日
江津市	平成29年度～令和元年度	50枚	1冊	江津3区	令和2年5月22日

江津市	平成30年度～令和元年度	11枚	1冊	嘉久志4-1区	令和2年5月22日
-----	--------------	-----	----	---------	-----------

島根県告示第373号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年6月2日

島根県知事 丸山達也

- 1 区域の名称 中村2（追加）
- 2 土地の表示

平成23年島根県告示第106号（中村2区域に限る。以下「告示」という。）で指定した標柱1号と標柱2号を結んだ線、告示で指定した標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱8号を結んだ線、標柱8号から11号までを順次に結んだ線及び告示で指定した標柱2号と次に掲げる地番の土地に存する標柱11号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
隠岐郡隠岐の島町中村栗原254番1	8号
〃 255番	9号
〃 1574番	10号
〃 258番	11号

島根県告示第374号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年6月2日

島根県知事 丸山達也

- 1 区域の名称 宇屋谷（追加）
- 2 土地の表示

平成27年島根県告示第666号（以下「告示」という。）で指定した標柱5号と標柱6号を結んだ線、告示で指定した標柱5号と次に掲げる地番の土地に存する標柱23号を結んだ線、告示で指定した標柱6号と次に掲げる地番の土地に存する標柱23号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
隠岐郡隠岐の島町城北町712番2	23号

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

令和2年6月2日

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

係留施設一式及びその他附属物一式 6基

2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除去した日時

(1) 場所

二級河川堀川水系堀川

ア 灘橋上流約15メートルの左岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式

イ 馬渡橋下流約40メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式

ウ 馬渡橋下流約10メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式

エ 馬渡橋上流約5メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式

オ 馬渡橋上流約130メートルの右岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式

カ 流下橋下流約25メートルの左岸に設置されている係留施設一式及びその他附属物一式

(2) 日時

ア 令和2年4月20日9時00分から同月21日10時30分まで

イ 令和2年4月21日11時20分から同日16時50分まで

ウ 令和2年4月22日14時00分から同日17時10分まで

エ 令和2年4月23日11時00分から同日14時30分まで

オ 令和2年4月23日15時00分から同日15時40分まで

カ 令和2年4月24日9時00分から同日16時05分まで

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 日時

ア 令和2年4月22日 11時55分

イ 令和2年4月22日 10時00分

ウ 令和2年4月23日 9時35分

エ 令和2年4月23日 16時50分

オ 令和2年4月23日 16時20分

カ 令和2年4月27日 10時05分

(2) 場所

県道木次直江停車場線 富村跨線橋 北側桁下 県有地

4 当該工作物を返還するため必要な事項

(1) 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の掲示

(2) 所有者等であることを証明する書類の掲示

5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒693-8511 出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第一課・二課 電話 0853-30-5631・5634

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和2年6月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画（国際文化観光都市建設計画）用途地域
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和2年6月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 役務の名称及び数量
島根県財務会計システムの基盤更新に関する業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県出納局会計課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年4月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
しまね財務会計システム共同企業体
代表構成員 富士通株式会社山陰支社 支社長 艸葉 美市博 島根県松江市学園南二丁目10番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
30,635,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。